

野生鳥獣による被害を減らすために

近年、野生鳥獣による被害が深刻化してきています。市では、野生鳥獣の被害を減らすために各種事業を行っています。地域の方の協力も必要です。今回お知らせする点に留意し、地域ぐるみで野生鳥獣を寄せ付けない環境を整備しましょう。

地域で出来る対策

- 次の点に注意し、野生鳥獣を寄せ付けないようにしましょう。
- 各家庭では、生ゴミや空き缶などを屋外に放置しない。また、ペットのえさなどの保管場所にも十分注意する。
- 集落内にある柿や栗などの果物を、可能な限り早めに収穫する。
- 農地や人家周辺の茂みを刈り払い、野生鳥獣が身を隠せないように見通しを良くする。
- 電気柵やフェンスなどを設置し、野生鳥獣の進入を防ぐ。
- 安全に十分注意しながら、ロケットト火花などを利用し、野生鳥獣を追い払う。

鳥獣の捕獲(駆除)・個体数調整

市では、農作物や生活環境などに深刻な被害が生じた場合には、野生鳥獣の捕獲(駆除)を実施しています。また、サル・シカ・イノシシに対しては、適正な保護管理を目的に、個体数調整事業を実施しています。捕獲は、地元の猟友会の協力を得て行いますので、安全で適切な捕獲が実施できるよう、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

野生鳥獣被害軽減のため緩衝帯を整備します

昨年度スタートした「とちぎの元気な森づくり事業」では、野生鳥獣が

地籍調査にご協力ください



地籍調査は、皆さんの貴重な財産である土地の現況(境界や地目など)を限られた期間で現地調査し、登記簿と公図に反映させる重要なものです。

平成20年度から平成21年度にかけては、野口II地区および、和泉III地区の調査を実施し、平成21年度から平成22年度にかけては、野口III地区の調査を実施します。この調査をお願います(左図参照)。なお、権利者の方には、後日、連絡させていただきます。くわしくは、農林課 土地改良係 ☎(21)5172



近づきにくい環境を整備するための事業を実施しています。野生鳥獣被害が発生、または発生する恐れのある農地や住宅に隣接する森林の敷化などを解消しています。

初年度は市で整備しますが、次年度からは地域組織で管理していただきます。なお、地域組織には4年間、管理費用が交付されます。

農林業被害防止のため市が支援を行います

市では、農林業被害を防止するための活動などに対して、補助金を交付し支援を行っています。次の活動などが対象となりますので、詳しくはお問い合わせください。

樹木の管理にご注意ください

所有している樹木は所有者が管理しましょう

所有している樹木が、道路上に倒れたり、枝を落としたりして、通行人がけが、または車が破損した場合、相手から民法の不法行為による損害賠償を請求される可能性があります。所有する樹木が、道路を覆ったり、張り出したりしないようご注意ください。このような場合、樹木の移転や伐採を依頼・指導することがあります。なお、道路法では、次の行為が禁止されています。

- 道路を損傷したり、汚損したりする行為
- 道路上に土石や竹木などを積み上げるなど、道路の通行を妨げる行為



樹木が道路を覆っている様子。



落下した枝が車のフロントガラスを貫通した様子。

獣から農作物を守るため、電気柵などを設置する活動
○ 奥地山林の立木の皮剥ぎ被害を防止するための資材を設置する活動

野生鳥獣対策は各地域ごとに行っていますので、詳しいお問い合わせは各地域の担当課へご連絡ください

農林課 ☎(21)5172

- ① 産業建設課 ☎(54)1114
- ② 産業建設課 ☎(76)4109
- ③ 産業建設課 ☎(93)3117
- ④ 産業建設課 ☎(97)1133

狩猟免許の取得に関するお知らせ

県では、狩猟免許を取得するための試験を次のとおり行います。

平成21年度狩猟免許試験

◎ わな・一種・二種

とき 7月12日(日)

◎ わな

とき 8月26日(水)

◎ わな

とき 11月18日(水)

◎ わな

とき 午前9時から

とちぎ 11月18日(水)

◎ わな

とき 午前9時から

ところ すべて県内庁舎(宇都宮市竹林町1030-2)

くわしくは 県西環境森林事務所 ☎(21)1180

る行為

くわしくは

国道・県道について

県日光土木事務所 保全部 ☎(53)1221

市道について

今市地域…維持管理課 ☎(21)5160

日光地域…①産業建設課 ☎(54)1114

藤原地域…②産業建設課 ☎(76)4107

足尾地域…③産業建設課 ☎(93)3117

栗山地域…④産業建設課 ☎(97)1133